

納められないときは 国民年金保険料の免除申請

免除制度 国民年金には、所得が少なく保険料を納めることが困難な場合に、本人の申請により免除される制度があります。免除の申請をすると、本人、配偶者と世帯主の前年の所得を基準に審査が行われ、承認されると所得に応じて保険料の全部か一部が免除されます。

- ※一部免除には、次の三つの免除があります。
 - ▽4分の3免除（4分の1納付）
 - ▽半額免除（半額納付）
 - ▽4分の1免除（4分の3納付）
- ※一部免除が承認された場合には、残りの保険料を納めないで未納と同じ扱いになります。



納付猶予制度 50歳未満の人には、納付猶予制度があります。申請をすると、本人と配偶者の前年の所得を基準に審査が行われ、承認されると全額の納付が猶予されます。

※平成28年6月以前の期間は、30歳未満であった期間が対象となります。

承認期間 平成29年7月分～平成30年6月分

審査は、前年の所得により判定されますが、失業などの理由で免除されることもありますので、お問い合わせください。

所得要件の審査は、税の申告内容をもとに行いますので、申告を忘れずに行ってください。

※免除などを希望する人は、忘れずに申請をしてください。

問い合わせ 国保年金課国民年金係（☎内線1126）

市町村設置型合併処理浄化槽 に転換しましょう

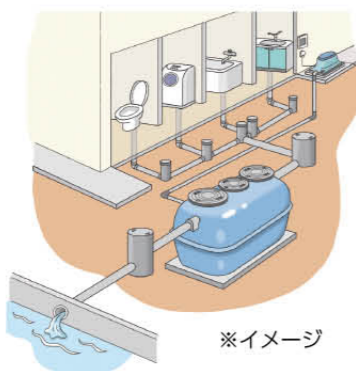
～支援制度はあと4年で終了です～

問い合わせ 水道局（☎64-1151）

私たちの生活環境を守るために

市内の大半の家庭で、台所、洗面所、風呂場など家庭から出る汚れた水を未処理のまま放流し、これが公共用水路（河川、道路側溝など）を汚しています。その原因は、トイレの汚水だけを処理する「単独処理浄化槽」や「くみ取り便槽」を利用している家庭がまだまだ多いからです。

このような家庭で、市町村設置型の合併処理浄化槽へ「転換」する場合、さまざまな支援制度により、費用が大幅に軽減されます。



※イメージ

市町村設置型合併処理浄化槽の設置

市が主体となって市民の皆さんの家庭や事業所に合併処理浄化槽を設置し、その後の維持管理も市が責任をもって行うので安心してお使いいただけます。市が設置する合併処理浄化槽は「高度処理型浄化槽」と呼ばれるもので、優れた汚水処理能力を有しています。

分担金

人槽区分	都市計画区域内	都市計画区域外
5人槽	150,000円	250,000円
7人槽	210,000円	350,000円
10人槽	300,000円	500,000円

使用料

人槽区分	月額使用料(税込み)
5人槽	4,110円
7人槽	5,140円
10人槽	6,170円

※保守点検・清掃・法定検査手数料・消耗品費などを含む

公共下水道・農業集落排水への接続にも補助金を交付

市町村設置型合併処理浄化槽への転換または公共下水道・農業集落排水への接続工事を行った場合、接続補助金を交付します。

汚水処理の形態	項目	内容	対象
市町村設置型合併処理浄化槽	分担金免除	上記分担金の全額免除	単独処理浄化槽やくみ取り便槽から市町村設置型合併処理浄化槽へ転換する場合で、10人槽以下の家庭
	宅地内排水設備(配管)工事に対する補助金	工事費の2分の1以内 限度額20万円	
公共下水道・農業集落排水	既設単独処理浄化槽・くみ取り便槽の撤去	浄化槽設置工事に併せて市が実施しますので、個人負担はありません。 ※特殊な施工を実施した場合は、費用負担をいただくことがあります。	浄化槽(合併・単独処理)・くみ取り槽から接続工事を行う家庭、店舗・事業所
	宅地内排水設備(配管)工事に対する補助金	工事費の2分の1以内 限度額10万円	

※接続工事をする場合は、必ず市の指定下水道工事店に依頼してください。

注意事項
 ▼新築(建て替えの新築含む)は対象外
 ▼世帯全員が水道料金、市税などを滞納していないこと
 ▼くみ取り便槽からの転換は、トイレの水洗いを別途実施する必要があります

平成29年の閲覧ができます 市長の「資産等報告書」

富岡市長の資産等の公開に関する条例に基づき、平成29年の市長の「資産等報告書」を閲覧することができます。

閲覧できる日時 業務時間内(土・日曜日、祝日、年末年始を除く、午前8時30分～正午、午後1時～5時15分)

閲覧場所 総務課文書法規係(新庁舎2階)
閲覧できる人 市民

閲覧できる資産等報告書 市長の資産等報告書
 ※市長が特に必要があると認めるときは、報告書の閲覧業務を休止することがあります。

問い合わせ 総務課文書法規係(☎内線1242)

7月11日(火)～20日(木)

スローガン
「よくみよう車のあとにまたくるま」



夏の県民交通安全運動

次の3点を重点項目として、夏の県民交通安全運動が実施されます。交通ルールを守り、交通事故の防止に努めましょう。

- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 自転車と二輪車の交通事故防止
- 飲酒運転の根絶

問い合わせ 危機管理課(☎内線1246)

平成28年度実施状況報告 「公文書開示請求」・ 「自己情報開示請求」

情報公開条例に基づいた公文書開示請求(内訳は左記のとおり) 21件

請求内容

▽議会関係	6件
▽市長公室関係	5件
▽市民生活関係	2件
▽世界遺産関係	1件
▽健康福祉関係	1件
▽経済建設関係	4件
▽教育関係	2件



公開区分

▽全部開示	4件
▽一部開示	14件
▽非開示	3件

個人情報保護条例に基づいた自己情報開示請求 3件
問い合わせ 総務課文書法規係(☎内線1242)